

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 15 日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 住 友 建 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 5 日から 令和 8 年 2 月 12 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 2 月 18 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 11 日 午前 10 時 00 分 徳島地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 19 日から 令和 8 年 2 月 20 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	890, 000 712, 000	一括	178, 000	27, 711	0
1	480, 000				
2	410, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条 |
| | 地 番 | 1 0 6 番 2 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 6 6 . 4 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条 1 0 6 番地 2 1 |
| | 家屋 番号 | 1 0 6 番 2 1 |
| | 種 類 | 居宅・店舗 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 8 . 8 1 平方メートル
2 階 6 5 . 8 8 平方メートル |
- 持分 2 分の 1

徳島地方裁判所からのお知らせ（入札時の注意点）

第1 この物件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記1の書面の書式は、BITのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、徳島地方裁判所の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

第2 入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書欄外の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ その他入札に関してご不明な点は、徳島地方裁判所執行官室にお問合せください。

物 件 明 細 書

令和 7年10月 22日

徳島地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 紘 生

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条
地 番 106番21
地 目 宅地
地 積 266.49平方メートル

所有者 A

2 所 在 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条106番地21
家屋 番号 106番21
種 類 居宅・店舗
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.81平方メートル
2階 65.88平方メートル

共有者 A 持分2分の1

令和7年（ヌ）第18号
令和7年7月24日受理
令和7年8月28日提出



現況調査報告書

徳島地方裁判所

執行官 池田周子

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条
地 番 106番21
地 目 宅地
地 積 266.49平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 徳島県阿波市吉野町柿原字北二条106番地21
家屋 番号 106番21
種 類 居宅・店舗
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 68.81平方メートル
2階 65.88平方メートル

共有者 A 持分2分の1

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		未実施（住居表示未実施地区）	
土地		物件 1	
現況地目	☒ 宅地 ☐ 雑種地 ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件 1 の土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる （ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物 ） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅として使用、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	物件 2 建物は、共有持分（登記による持分 2 分の 1）を対象としたものである。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (債務者)	1 私は、物件1土地の所有者で、現在物件2建物に単身で住んでいます。 物件2建物の（登記簿上の）共有者は元妻Bですが、Bは約5年前くらいに亡くなったと、息子Cから聞いております。 2 物件1土地につき、隣接地との間での境界争いなどはありません。 3 物件1土地北西付近の電柱についてお尋ねですが、あれは電柱ではなく、ただのコンクリート柱です。電柱使用料も受け取っていません。また、コンクリート柱下に置きっぱなしの黄色の手こぎボートは、昔私が釣りに行く時に使っていた物です。 4 物件1土地、物件2建物につき、第三者との間での貸借関係はありません。 5 風呂は、電気温水器（ユノエース）で沸かしています。リース物件で、月々約2,000円支払っています。現在まで滞納はありません。 1人なので、煮炊きは、カセットコンロで十分です。敷地内のプロパンガスポンペは、使用していません。 6 物件2建物内の店舗は、元妻Bがご近所の人達を相手に美容院を開くために準備していたのですが、開店せずに今日までできました。 7 ペットは飼っていませんが、たばこは、昔私と元妻Bが時々吸っていました。 8 雨漏りやシロアリについては、分かりません。 9 敷地内に駐車している自動車は、私の所有です。
四国電力株式会社 徳島支店 担当者	1 当社と債務者は、確かにリース契約を締結しています。債務者の陳述のとおり、支払いはされているので、債務不履行はありません。 現在は契約中ですが、今後は、債務者の電気供給契約廃止の申出により、温水器を撤去するか、売却するか、そのまま残すかを相談することになります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

【物件の状況・占有関係】

本件受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりであり、その占有関係は2枚目に記載のとおりであると認めた。

【土地の範囲・境界】

物件1土地につき、法第14条1項の地図が備え付けられている。

【都市計画区別】

阿波市役所によると、物件1土地は、都市計画区域外である。

【接道】

阿波市役所建設課維持管理係によると、北西側市道は、北二条9号線で、幅員は約4m、とのことである。

その他の土地の概況及び利用状況等については、評価人作成評価書「第4目的物件の位置・環境等」を参照されたい。

【上水道・下水道】

阿波市役所によると、物件1土地の所在する場所には、上水道の引込みはあるが、公共下水道設備は通っていない、とのことである。

【その他】

物件2建物（昭和60年10月5日 新築）は、目視上、室内床の一部に軋みが見られた他、室内や軒に経年劣化や塗装の剥がれが認められた。また、物件1土地上に、関係人の陳述のとおり電柱状のコンクリート柱や手こぎボートを認めた。

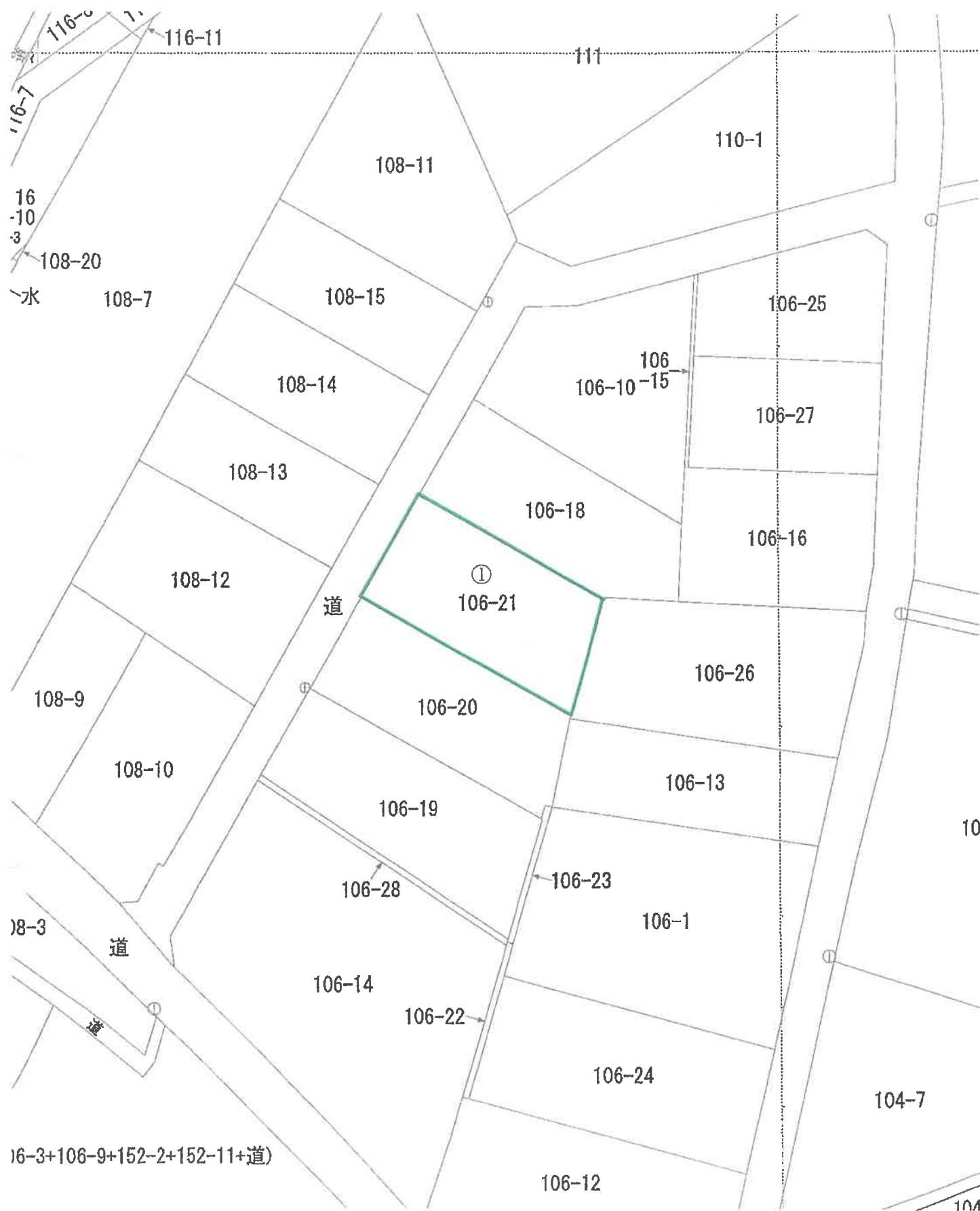
その他の目的物件に関する状況は、評価人作成の評価書特記事項等を参照されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

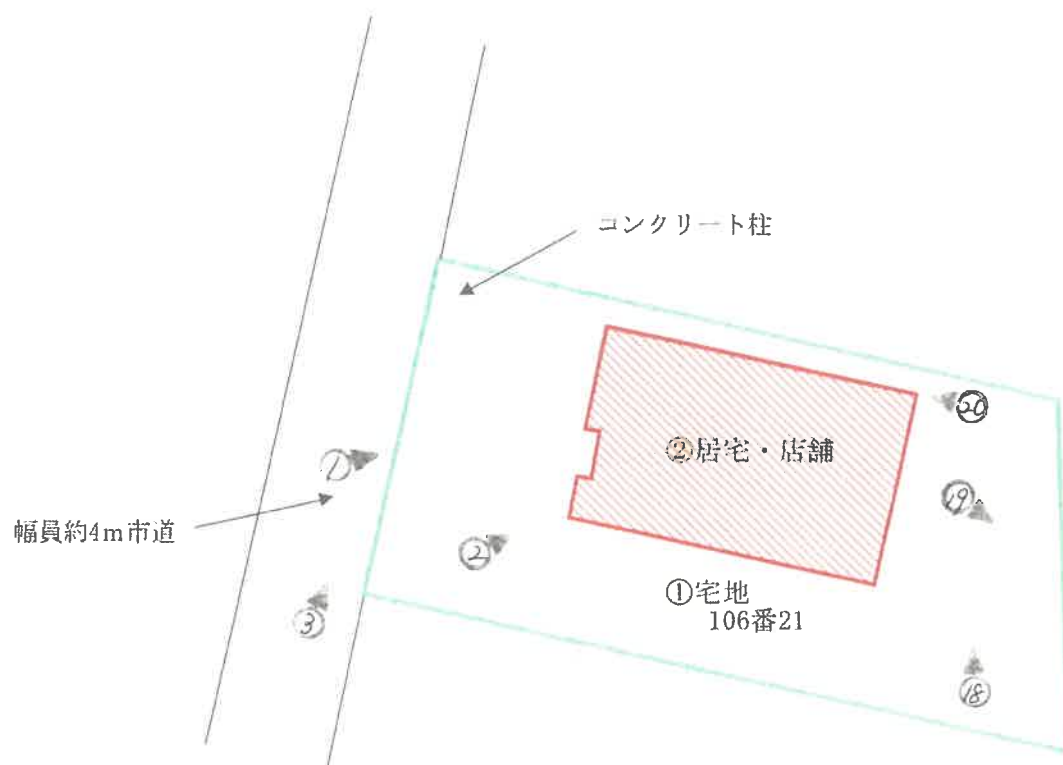
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年7月24日（木） 18:05 － 18:15	当庁	法務局に対する公簿公図等交付請求書等作成準備
令和7年7月24日（木） 18:15 － 18:20	当庁（郵送）	家屋平面図、間取り図等交付申請書準備
令和7年7月28日（月） 8:20 － 8:30	当庁（郵送）	期日指定通知郵送
令和7年8月14日（木） 10:20 － 11:16	物件所在地	立入調査、評価人帯同
令和7年8月14日（木） 11:35 － 11:55	阿波市役所	公法上の規制等調査
令和7年8月27日（水） 18:45 － 18:56	物件所在地	写真撮影
(特記事項)		
■ 令和7年8月14日 目的物件は不在が予想されていたので、解錠技術者を同伴して臨場した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



〈土地公図写し〉

阿波市吉野町柿原字北二条

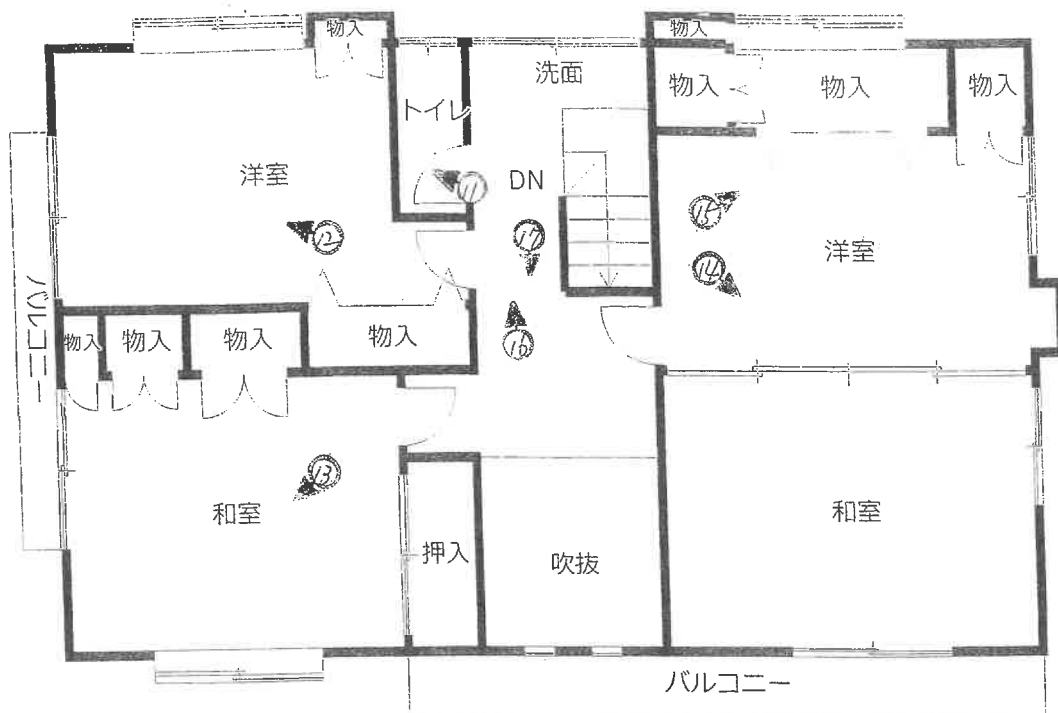
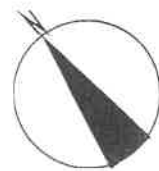


～土地建物位置関係図～

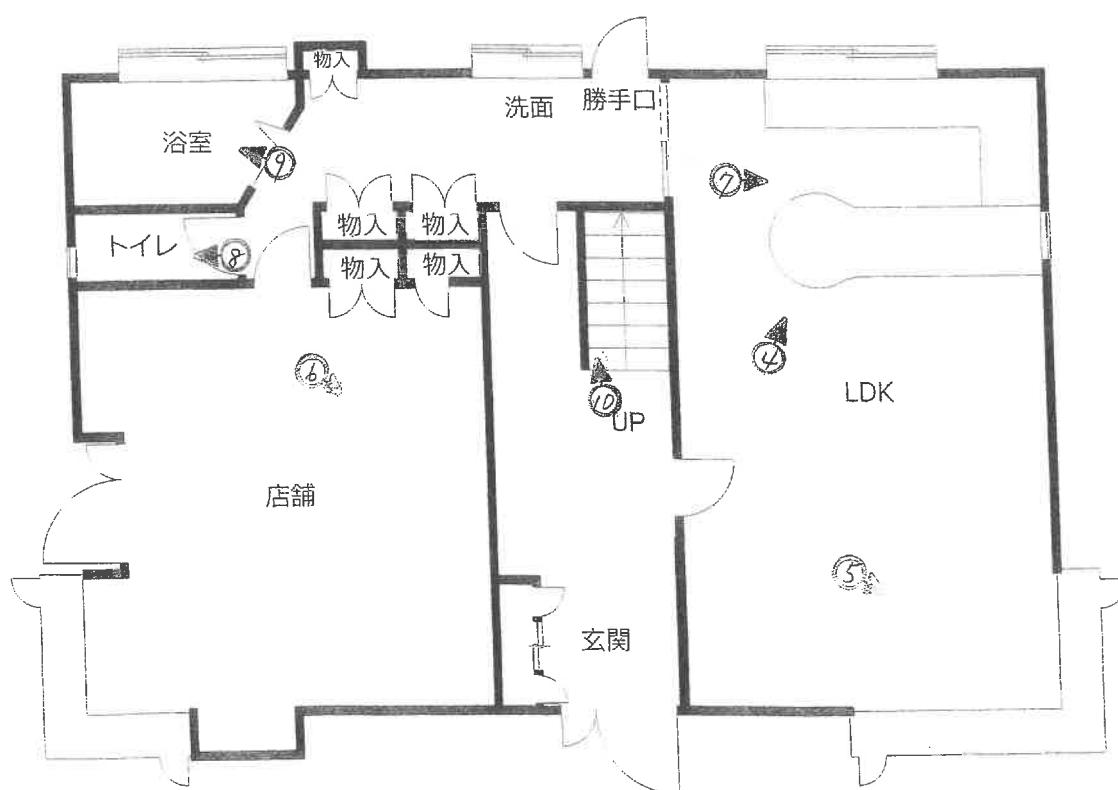
注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、隣地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。



1 / 250



2 階



1 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)

登記年月日：昭和54年7月25日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月25日 徳島地方裁務局

登記官

4006148

前 106-18 後 新

地 番 106-18, 106-20, 106-21

土地の所在 板野郡吉野町祐原字北二条

求 積

②106-19

$32.01 \times 10.229 \div 2 = 163.715145$
 $32.01 \times 9.190 \div 2 = 147.08995$
合計 310.801095
地積 310.80㎡

③106-20

$28.66 \times 8.780 \div 2 = 125.8174$
 $28.66 \times 9.681 \div 2 = 138.72873$
合計 264.54613
地積 264.54㎡

④106-21

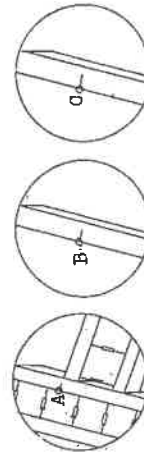
$26.85 \times 9.347 \div 2 = 125.483475$
 $26.85 \times 10.603 \div 2 = 142.345275$
合計 267.82875
地積 267.82㎡

①106-18

$111.581765 - (2 + 3 + 4) = 272.641675$
地積 272.64㎡

境界標

A,B,C:コンクリート製
切込マーキング



昭和54年7月25日
平成

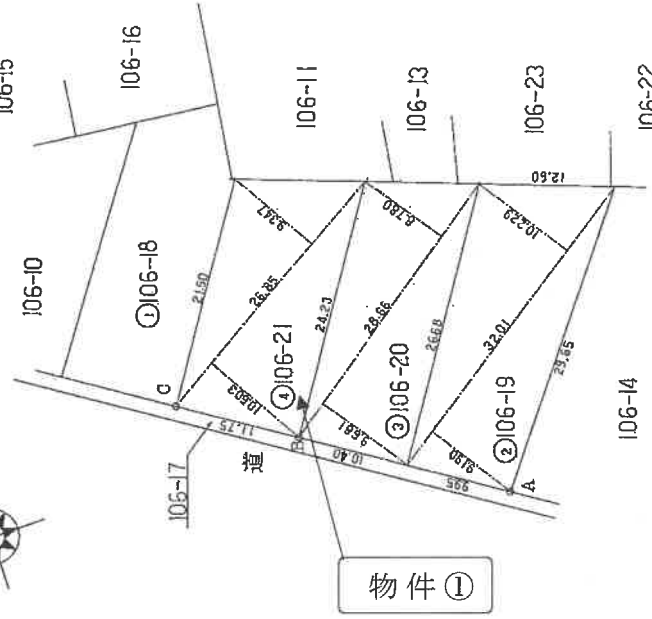
製作者

申請人

(昭和60年10月22日作製)

徳島県土地家屋調査士会用紙

縮尺 1/500



(A3からA4へ縮小)

請求番号：4-2 (1/2)

登記年月日：昭和60年10月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月25日 徳島地方裁判所

登記官

請求番号：4-3

4101465

各階平面図

図面

平面図

家屋番号 106番21

建物の所在 板野郡吉野町神原字北一条106番地21



1 階

** 工 効 分 割 **			
10.450 X 3.800	=	39.710000	
9.975 X 1.425	=	14.214375	
10.450 X 1.425	=	14.891250	
計			68.815625
			68.81 m ²



2 階

** 工 効 分 割 **			
10.450 X 4.750	=	49.637500	
3.800 X 1.900	=	7.220000	
4.750 X 1.900	=	9.025000	
計			65.882500
			65.88 m ²

物件②

106-18

106-11

106-17

106-21

106-20

昭和60年10月16日

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

徳島県土地家屋調査士会紙

(A3からA4へ縮小)

1



2



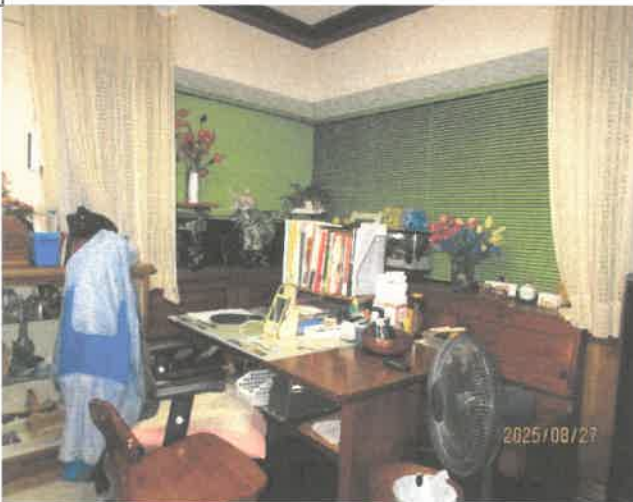
3



4



5



6



1 階店舖部分

7



1階 台所

8



1階 トイレ

9



10



11



2階 トイレ

12



13



2階

14



15



16



2階

17



18



物件2

19



20



電気温水器

プロパンガスボンベ

令和7年（ヌ）第 18号
令和7年 8月14日 現地調査
令和7年 8月28日 評 価

徳島地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士
瀬 嶋 宏 典

第1 評価額

一 括 価 格			
金		1,260,000	円
内 訳 価 格			
物件1(土地)	金	680,000	円
物件2(建物)	金	580,000	円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	徳島県阿波市吉野町柿原字北二条 106番21 宅地 266.49 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者	徳島県阿波市吉野町柿原字北二条106番地 21 106番21 居宅・店舗 木造瓦葺2階建 1階 68.81 m ² 2階 65.88 m ² A 持分2分の1	
番 号	特 記 事 項		
2	本件の対象は物件建物の共有持分2分の1である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 徳島線「鴨島」駅の北方・約3.8km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、戸建住宅を中心として、背後には農地等も見られる土地利用状況を呈する。幹線県道背後にある既成の住宅地であり、一定の利便性が認められるものの、町勢は衰退しており、特に発展的な要因もなく、今後も現況利用状況にて推移するものと思料される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	都市計画区域外
	用 途 ・ 地 域	—
	建 ぺ い 率	—
	容 積 率	—
	防 火 規 制	—
	その他の規制	—
画 地 条 件	地 積	: 266.49㎡
	間 口 ・ 奥 行	: 間口約11.8m・奥行約21.50～約24.23m
	形 状	: ほぼ台形
	地 勢	: ほぼ平坦地
	街路接面状況	: 中間画地
	街路との高低	: ほぼ等高
	そ の 他	: 特になし
接 面 道 路 等 の 状 況	北 西 辺 : 幅員約4m舗装市道にほぼ等高に接面。 （北二条9号線） ※上記幅員は現況での概測による。	
土地の利用状況等	・ 物件2（建物）の敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道	: あり（北西側接面道路に本管あり）
	都 市 ガ ス	: なし
	下 水 道	: なし
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	該当しない	
地下埋設物の有 無	現地調査において地下埋設物の存否を確認することができず詳細不明であり、専門機関による調査によらなければ確定できない。	
土壌汚染の有無	過去の地歴調査及び現地調査の結果から、目的土地に土壌汚染が存する可能性が特に高い利用用途は認められないものの、確定的には専門機関による調査が必要である。	
ハザードマップ	特になし	
特 記 事 項	・ 敷地内に電柱状のコンクリート柱がある。	
	・ 昭和60年当時の住宅地図及び登記記載等から、目的土地は当時から宅地として利用されてきた土地と推測される。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物（家屋番号106番21）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和60年10月5日新築
	経 過 年 数：40年
	経済的残存耐用年数：経済的耐用年数は満了している。
仕 様	構 造：木造瓦葺2階建
	屋 根：瓦葺
	外 壁：サイディング等
	内 壁：クロス貼り，板張り，タイル張り等
	天 井：クロス貼り，板張り等
	床：フローリング，畳等
	設 備：電気，水道等
床面積（現況）	概測により、登記面積とほぼ同じと認定した。
現 況 用 途 等	階 層：地上2階建
	現 況 用 途：居宅・店舗（店舗は未利用）
	間 取 り：（別添間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	居宅として利用されている。 ※占有の状況等については、執行官作成の「現況調査報告書」を参照
有害物質使用の有無	アスベスト含有建材（成形板等）が使用されているか否かについては不明であり、詳細については専門機関による調査を要する。
特 記 事 項	・ 床の一部に軋みが見られる。
	・ 建物に付随する各種付帯設備について、正常に作動するか否かは不明。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,990	1.00	266.49	0.95	2,529,000

ア 標準画地価格：（公示価格等からの規準）

◆ 地価調査基準地、阿波（県）-2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $11,200 \text{ 円/㎡} \times 98.1 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 110 = 9,990 \text{ 円/㎡}$

- ・時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ・標準化補正： ほぼ標準的。
- ・地域格差： 街路条件1.05, 交通接近条件1.02, 環境条件1.03, 計1.10（相乗積）

イ 個別格差： ほぼ標準的

ウ 地 積： 登記面積を採用。

エ 建 付 減 価： 地上建物及び工作物等の状況、配置の状態等を勘案して判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税等の課税も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	共有持分 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
2	220,000	134.69	0.03	1/2	444,000

ウ 現価率

経済的耐用年数は満了している。そこで、建物の状態等を勘案し、査定上の残存価値として、現価率を3%と判定した。

エ 共有持分： 本件の対象は、共有持分2分の1

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	2,529,000	0.50	法定地上権	1,265,000
本件の対象となる建物持分2分の1に対応する土地利用権等価格				632,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,529,000	－ 1,265,000		0.90	0.60	680,000
2	444,000	＋ 632,000	1.00	0.90	0.60	580,000
一 括 価 格 (合 計)						1,260,000

ウ 占有減価修正： 特に要しない。

エ 市場性修正： 本件のうち、建物は共有持分2分の1であり、共有に伴う使用、管理、処分上の制約等を考慮すると、市場における有効需要の減退が認められる。その他、本件対象物件に関する諸状況を踏まえ、地域における不動産市場の実態等も総合的に勘案しつつ、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正： 不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

◆地価調査基準地価格, 阿波(県)-2

所 在 : 徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ214番3
価 格 : 11,200円/㎡
位 置 : J R 徳島線鴨島駅の北方約4.2km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 418㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 東側 7.2m市道
用 途 地 域 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅、農家住宅が混在する住宅地域

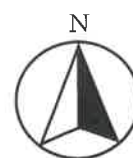
第7 附属資料

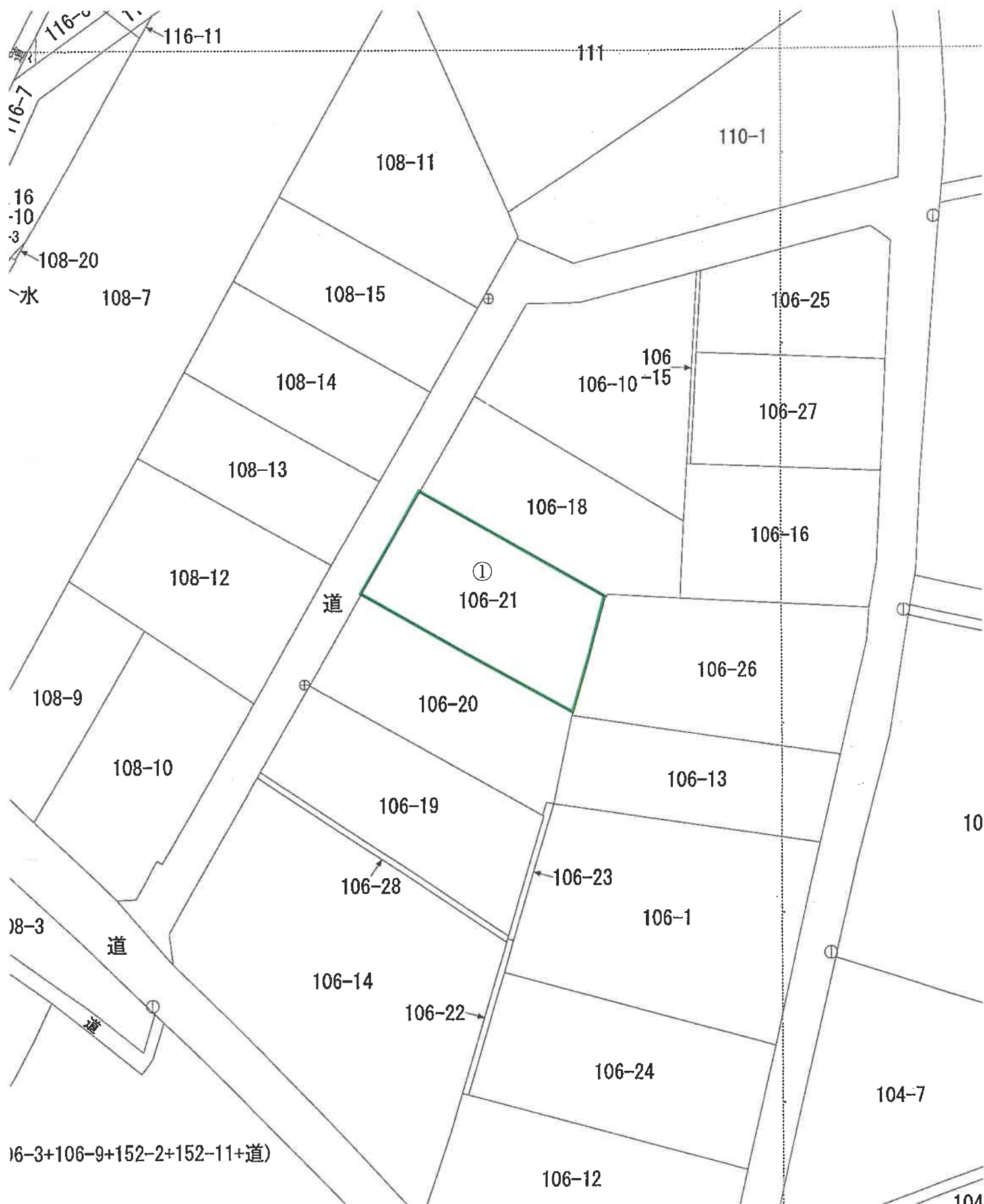
- 1 位置図
- 2 土地公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上



(出展：阿波市役所作成の縮尺1万分の1『白図』)





〈土地公図写し〉
阿波市吉野町柿原字北二条

登記年月日：昭和54年7月25日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月25日 徳島地方方法務局

前 106-18 後 新

4006148

地 積 測 量 図

地 番	106-18 106-19, 106-20, 106-21
土地の所在	徳島県吉野郡布原字北二条

求 積

②106-19
$$\begin{array}{r} 32.01 \times 10.229 \div 2 = 163.715145 \\ 32.01 \times 9.190 \div 2 = 147.08595 \\ \hline \text{合 計} 310.801095 \\ \text{地 積} 310.80 \text{ m}^2 \end{array}$$

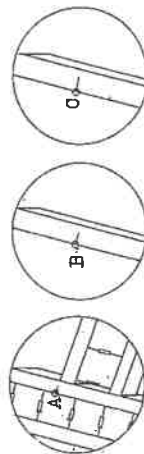
③106-20
$$\begin{array}{r} 28.66 \times 8.780 \div 2 = 125.8174 \\ 28.66 \times 9.681 \div 2 = 138.72873 \\ \hline \text{合 計} 264.54613 \\ \text{地 積} 264.54 \text{ m}^2 \end{array}$$

④106-21
$$\begin{array}{r} 26.85 \times 9.347 \div 2 = 125.483475 \\ 26.85 \times 10.603 \div 2 = 142.345275 \\ \hline \text{合 計} 267.82875 \\ \text{地 積} 267.82 \text{ m}^2 \end{array}$$

①106-18
$$111.581765 - (2 + 3 + 4) = 272.641675 \\ \text{地 積} 272.64 \text{ m}^2$$

境界標

A.B.C : コンクリート柱
切欠マーキング



昭和54年7月25日
平成

作製者

申請人

(昭和60年10月22日作製)

徳島県土地家屋調査士会用紙

縮尺 1/500

(A3からA4へ縮小)

登記年月日：昭和60年10月16日

4101465

各階平面図

図面
平面図

家屋番号
106番21

建物の所在
板野郡吉野町神原字北一条106番地21

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月25日 徳島地方裁判所



1 階 ** 功 能 **

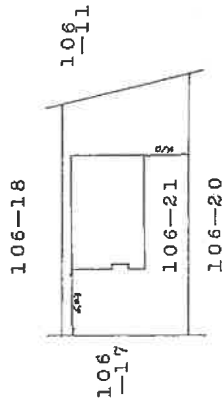
10.450 X 3.800 = 39.710000
9.975 X 1.425 = 14.214375
10.450 X 1.425 = 14.891250
68.815625
68.81 m²



2 階 ** 功 能 **

10.450 X 4.750 = 49.637500
3.800 X 1.900 = 7.220000
4.750 X 1.900 = 9.025000
65.882500
65.88 m²

物件②



昭和60年10月16日
平家

作製者

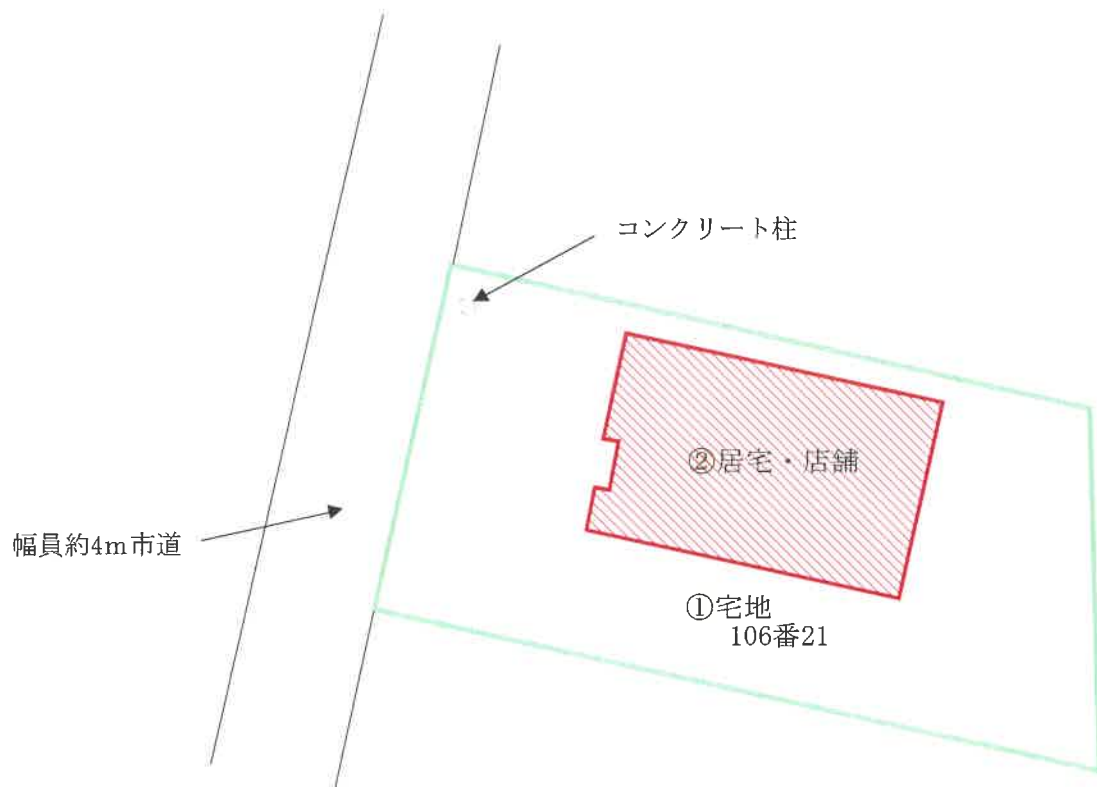
縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

徳島県土地家屋調査士会用品

(A3からA4へ縮小)

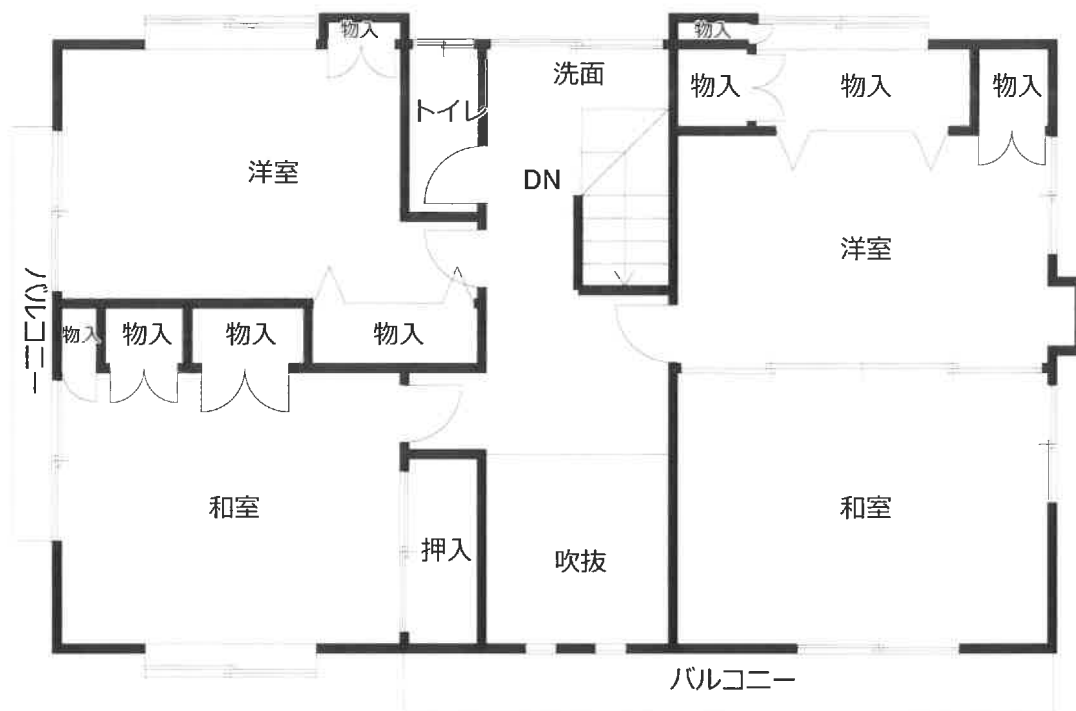


～土地建物位置関係図～

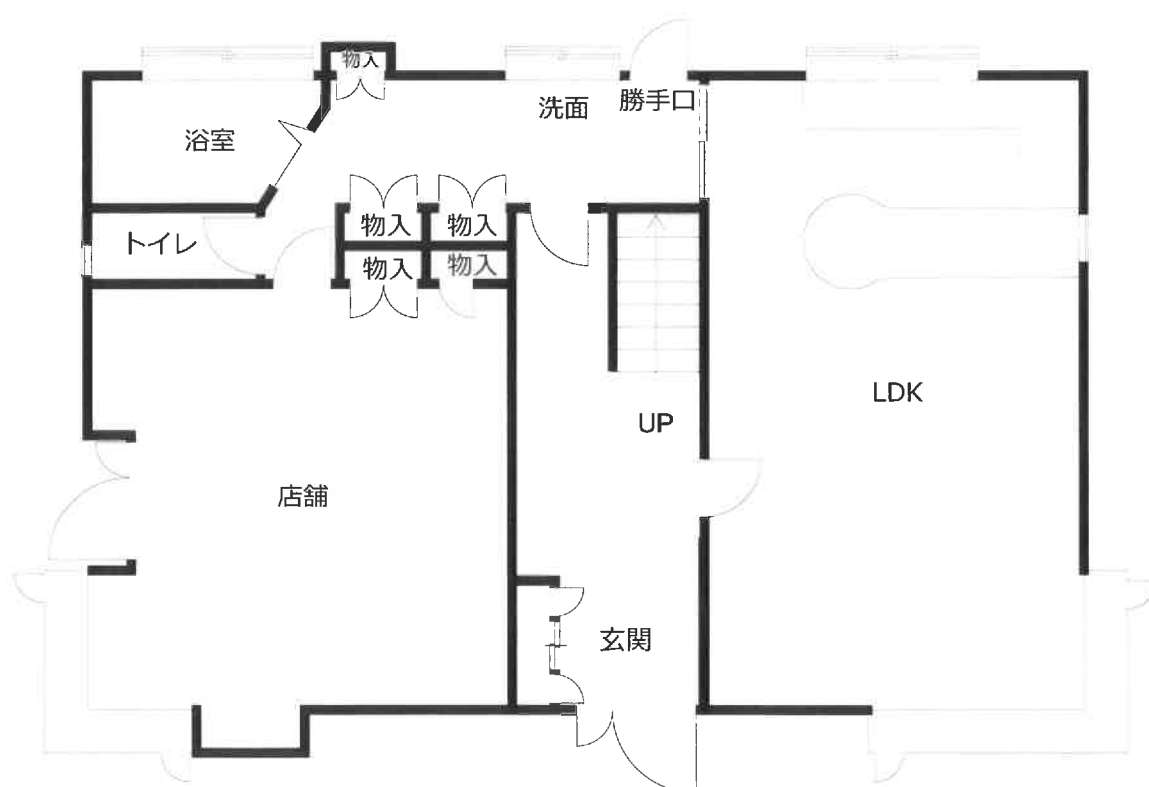
注) 現況及び公図等資料から推測される概略的な位置関係を図示したものであり、隣地境界、建物位置、筆界等を明示したものではありません。



1 / 250



2 階



1 階

～ 間 取 図 ～

(これは簡略図面である)